

東淀川区役所庁舎の障がい者団体等による目的外使用申請要領（案）

本要領は、障がい者団体等が物品等販売のために東淀川区役所庁舎の一部を使用することを希望する場合に、使用許可できる基準や申請方法等を定めるものである。

1 目的

本要領は、身体障害者福祉法第 22 条（注）に定める趣旨に基づき、障がい者団体等が物品等販売のために東淀川区役所庁舎の一部を使用するものであり、もって障がい者の社会参加と自立促進を図るとともに、区役所に来庁する市民との交流を通じて相互理解を深めることを目的とする。

2 実施条件

（1）実施場所

東淀川区役所庁舎 1 階エレベーターホール（別紙図面上に示す部分のうち、使用面積 5 m²を上限とする。）

（2）実施可能日時

ア 平日（区役所開庁日）の午前 10 時から午後 5 時の範囲内とする。

ただし、本市事業等で当該スペースを使用する場合を除く。

イ 実施頻度は、1 団体等につき週 1 回以下、月 2 回までとし、定期実施を原則とする。

ウ 実施を希望する団体等は、別途開催される抽選会に参加し、実施希望日を指定して申し出ることとする。なお、抽選会の実施にあたっては、東淀川区ホームページにて開催の周知等を行う。

エ 抽選会後の空き枠については、随時申請を受け付けることとする。実施を希望する団体等は、希望日が属する月の 3 か月前の月末（希望日が 8 月 1 日の場合は 5 月末日）までに「3 申請方法（1）」にある提出書類を東淀川区役所企画総務課（総務）3 階 31 番窓口まで提出すること。

（3）運営主体

「1 目的」に掲げる目的に理解があり、東淀川区内に障がい者施設・作業所等の拠点を持って活動する団体等。

（4）取扱品目

運営主体が製作した雑貨、食料品、その他の物品で、東淀川区が認めるもの

（除外品例）酒類、たばこ、危険物など、庁舎内で販売することがふさわしくないもの

※食料品については、その場で調理する必要のない、封入済みのものに限る。衛生管理

については特に注意し、関係法令および保健所の指導を遵守すること。

※その他、取扱品に応じて必要な許認可があれば取得し、関係法令を遵守すること。

(5) 運営の条件

- ア 団体等は、販売にあたって必要な許認可や届出等の手続きを行う。
- イ 団体等は、運営に障がい者を直接従事、参画させるとともに、障がい者を適切に指導、援助できる指導員を置く。
- ウ 対面販売を原則とし、自動販売機の設置等は不可とする。
- エ 店舗の準備、撤収、後片付け等は、本市の指示に基づきすべて団体等が自らの責任で行う。
- オ 団体等は、第三者に運営の委託、店舗の貸付け等を行わない。
- カ 団体等は、本事業での会計を可能な限り独立のものとし、東淀川区の求めがあれば、その収支等について報告する。

(6) 区役所が提供する設備、備品等

- ア 長机 幅 45 c m × 長さ 180 c m × 高さ 70 c m 4 台
- イ 椅子 6 脚

※上記貸与備品は、善良な管理者の注意をもって使用すること。万一団体等の責めにより汚損、破損した場合は、団体等により原状回復もしくはその費用負担をすること。

※電源・水道の供給はしない。よって冷蔵保管の必要がある場合には団体等において電源を必要としないクーラーボックスを用意するなどの対応をとること。

(7) 庁舎の使用形態、使用料

行政財産目的外使用許可とし、使用料は全額免除とする。

(ただし、団体等の性質により、使用料免除での許可ができない場合がある。)

3 申請方法

(1) 提出書類

- ア 行政財産使用許可申請書(様式1)
- イ 減免申請書(様式2)
- ウ 大阪市福祉局への副申発行依頼書(様式3)
- エ 資格証明 (例) 登記簿謄本および定款・寄付行為など
- オ 団体の設立趣旨や活動内容のわかる資料 (例) 設立総会議事録、活動報告書など
- カ 前年度の収支状況のわかる資料 (例) 会計収支計算書、決算書など
- キ 大阪市から補助金等を受けている場合は、その交付状況がわかる書類

※ただし、過去に使用許可を受けた実績のある団体等で、内容に変更がない場合はエ～

キの提出を省略できるものとする。

(2) 許可期間

許可期間は1年度(4月から翌年3月)を上限とする。

(注) 身体障害者福祉法(抄)

(売店の設置)

第二十二條 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により公共的施設内に売店を設置することを許したときは、当該施設の管理者は、その売店の運営について必要な規則を定めて、これを監督することができる。

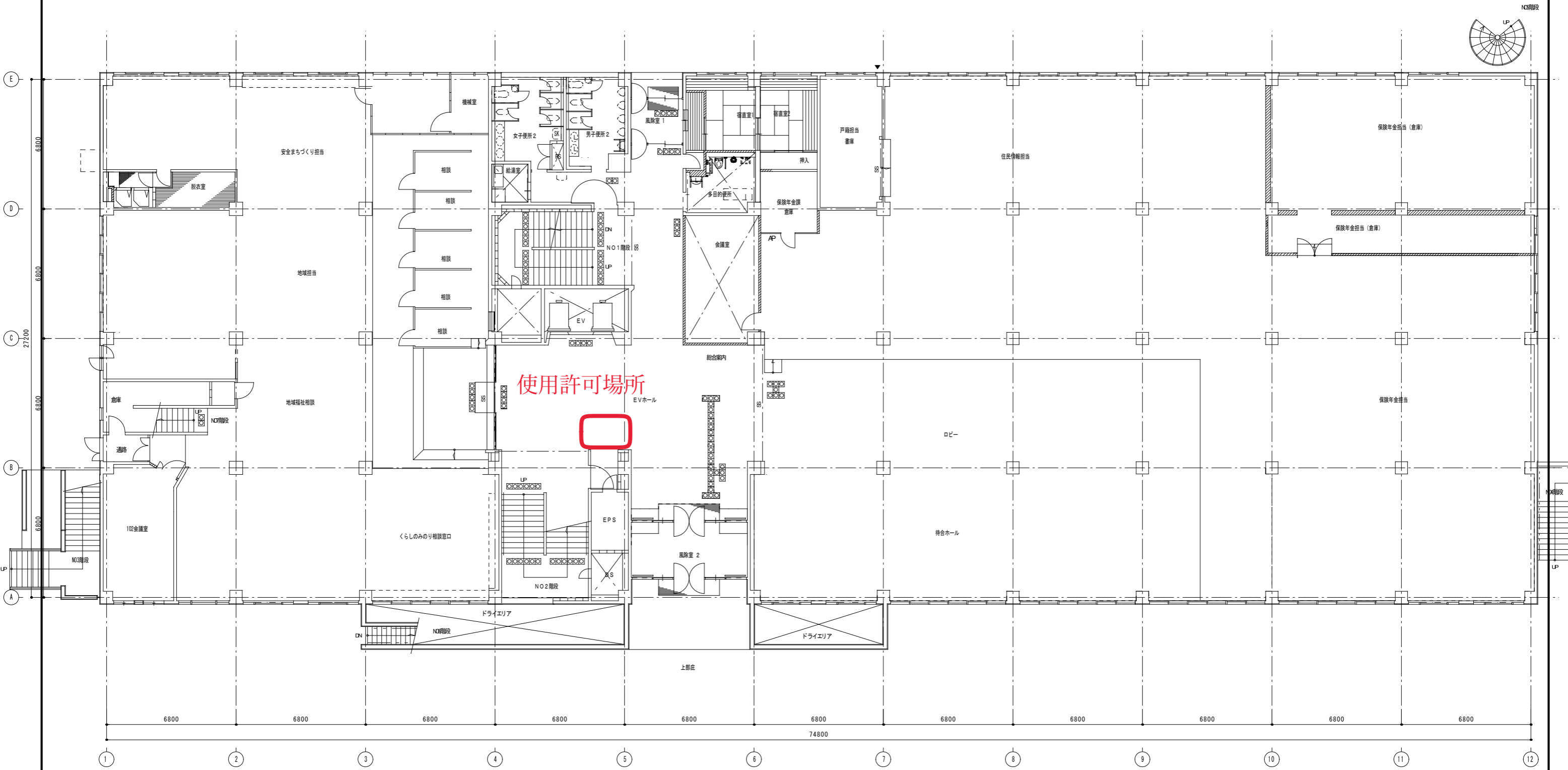
3 第一項の規定により、売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合の外は、自らその業務に従事しなければならない。

※ただし、本要領における「障がい者」は身体障がいに限定しない。

附則

この要領は、令和8年 月 日から施行する。

東淀川区役所 1階



使用許可場所

1階 平面図

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

大阪市長

申請者 住 所
氏 名
生 年 月 日 年 月 日生

担当 者 名
連 絡 先
E - M A I L

次のとおり、貴市の行政財産を使用したいので許可いただきますよう、裏面の事項について誓約のうえ申請します。

記

- 1 名 称 [本市財産名称]
- 2 所 在 地 [代表地番まで記載]
[建物の場合は、住居表示も併記]
- 3 使用面積又は数量
- 4 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 5 使用目的
- 6 添付資料
 - ①位置図
 - ②使用計画図
 - ③その他市長が必要と認める資料

誓約事項

大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

(減免申請書様式)

減 免 申 請 書

令和 年 月 日

大阪市長

申請者 住所
氏名

貴市の行政（普通）財産の使用許可（借受）申請にあたり、次の理由をご勘案のうえ、
使用料（貸付料）に関して特段のご配慮をお願いいたします。

(減免申請理由)

令和〇年〇月〇日

大阪市福祉局長 様

申請者 法人名：
代表者名：
事業所名：
事業所住所：
連絡先：
(担当者：)

行政財産の目的外使用許可にかかる副申の発行について（依頼）

障がい者の働く場を確保し、社会参加・自立促進を図るため、大阪市〇〇区長あてに行政財産の使用許可を申請するにあたり、副申の発行を依頼します。

記

- 1 施設名称 大阪市〇〇区役所
- 2 所 在 大阪市〇〇区
- 3 面積（数量） 〇平方メートル
- 4 使用部分
- 5 使用期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年3月31日
上記期間のうち、第〇曜日 〇時～〇時
ただし、大阪市の休日を定める条例第1条に定める休日を除く
- 6 使用目的 障がい者自立支援のための販売所の設置
- 7 主な販売物品
- 8 添付書類
① 位置図 ②使用計画図 ③行政財産使用許可申請書(写) ④ 減免申請書(写) (※)
※減免申請書(写)は、「相手方・指定用途区分別減免率基準表」に照らして減免が可能な場合のみ要提出。